

指定年月日 平成29年3月1日

答申年月日 平成29年1月16日

指定番号 御所市指定文化財第7号

名称 物件一 吉村虎太郎の襦衣（肌襦袢）

物件二 附（つけたり） 徳富蘇峰筆「吉村重郷 襦衣 盡忠報國」極め箱

物件一 1/2

【名称】 吉村虎太郎の襦衣（肌襦袢）

記



図1 吉村虎太郎の襦衣（肌襦袢）（前面）



図2 吉村虎太郎の襦衣（肌襦袢）（後面）

【沿革】

文久三年（一八六三）に勃発した天誅組の変で総裁を務めた吉村虎太郎は、八月二六日に高取城に夜襲を掛けようとした。22時頃、薩摩村（高取町）木の辻まできたとき、警戒に当たっていた高取藩の浦野七兵衛と出くわした。吉村は浦野と鎧で渡り合い、後方では十津川郷士が獵銃で浦野に狙いを定めた。ところが狙いがはずれ、弾は吉村に命中する。当該肌襦袢（図1・図2）は、その銃創の手のために重阪村（御所市大字重阪）の庄屋、西尾清右衛門宅に立ち寄った際に西尾家に残されたものと伝えられる。

吉村虎太郎は土佐国高岡郡芳生野村（高知県高岡郡津野町）の庄屋の家に生まれた。諱は重郷、通称虎太郎と称した。十二歳で父の後を継いで各地の庄屋を歴任、農業復興の指導にあたった。その頃から国学を学び尊皇攘夷思想を持つに至る。文久二年（一八六二）三月、土佐藩を脱藩（土佐藩では初の脱藩者）して京都に上がるが、薩摩藩志士粛清事件に連座したとして捕らえられ送還された。翌、文久三年（一八六三）二月に赦されて再び脱藩して上京すると、後に天誅組の主将となる公卿の中山忠光らと図り、天誅組の結成に尽力した。

天誅組の変は文久三年（一八六三）八月十七日の五條代官所討ち入りを皮切りに、およ



図3 実測用写真

そ四十日間にわたって大和南部の山間部を中心に繰り広げられた尊王攘夷派による事変である。

孝明天皇の大和行幸を迎えた後、御親征により幕府に攘夷を迫るとして皇軍御先鋒出陣と称した。吉村は天誅組で藤本鉄石、松本奎堂とともに総裁を務めた。藤本、松本は本隊の中山を補佐したが、その本隊は終始腰の引けた戦闘姿勢であったことにより評価は芳しくない。一方で吉村は後続隊を率いて常に最前線に立つて奮戦した。しかし九月十四日に天ノ川辻本陣が陥落したのに続き、退却先の上野地村（共に十津川村）では朝廷からの沙汰書に従い十津川郷士が離脱すると、もはや天誅組は組織立った戦闘は不可能となり専ら逃避行となった。そしてついに鷺家付近（東吉野村）にてそれぞれの死地に入る。九月二四日夜、本隊では精銳を選び、鷺家口村駐屯の彦根藩の陣中突破を試みた。中山の脱出という目的こそ果たしたものの、加担した隊士は囚になるなどしてほぼ全員が壮絶な最期を遂げた。また、これは別行動をしていた三総裁をはじめ他の隊士も、翌日から本格化した山狩りなどにより次々と討ち死するか、もしくは捕縛された。吉村は二七日未明、鷺家村柿平の小屋で潜んでいたところを注進され、津藩兵に銃撃され戦死した。享年二七歳。首級は京都に運ばれ十月には栗田口で晒されたが、明治二四年（一八九二）には勤王の志士として正四位を贈位されている。

【寸法】 身丈六八cm 肩幅五四cm

【現状】 半襦袢（無袖）

【所有者】 西尾貞範 （御所市教育委員会寄託資料）

【材質】 本体Ⅱ白晒麻布（図4）、通衿Ⅱ木綿（図5）、掛衿Ⅱ絹（白衿）（図6）

【構造】（図3）

帷子（単）の一般的な仕立ての半襦袢である。二枚の麻布を背縫いして裾は裁ち目を三つ折衿にして始末している。裾から二四・一cmを脇縫し、それより上部は身八つ口となる。身八つ口丈は一三cm程度と推定される。袖は外されている。衿は木綿の通衿の上に白絹の掛衿を縫いつけている。

【特徴】

現状では無袖の半襦袢となっているが、左前身頃一箇所（縫糸1、図7）、右前身頃三箇所（縫糸2、図8）（縫糸3、図9）（縫糸4、図10）で袖の縫糸が残ったまま（図3、図7〜10）となっている。したがって、元は広袖であつ



図6 掛衿（白絹）



図5 通衿（木綿）



図4 本体（麻布）

たのを、敢えて外して無袖としていると考えられる。

後面には「盡忠報國 土浪士 吉村重郷」と墨書されている。「盡忠報國」にまつわる故事には『北史』顔之儀（五二三〜五九一）傳もあるが、『宋史』岳飛傳の、南宋の名將岳飛（一一〇三〜一一四二）が母親に「盡忠報國」と背に刺青を入れられ、自分（母）のことは心配不要なので、義勇軍として出征するように、と促された故事が有名である。次の「土浪士」は「土佐浪士」で、吉村は当時二度目となる脱藩をしていた。また、署名の「吉村重郷」は吉村虎太郎の諱である。

#### 【血液反応検査と被弾の箇所について】

高取城夜襲時に吉村が被弾した箇所については、①吉村自身が語った記録として、「砲丸胸脇から背後へ射抜けたり。」（伴林一八九四）とあることのほか、②「腹部」であって、当該肌襦袢の左前身頃にある穴をその痕跡とする伝承、③かねてより一説として存在していた「内股」を妥当として採る著作（舟久保二〇一三）の三説がある。

①は銃弾が抜ける方向が不自然で当該肌襦袢にその痕跡はなく、この箇所に被弾した場合には致命傷となりかねないこと、②は当該肌襦袢の穴は被弾の痕跡としてはやや不自然でかつ背面には抜けておらず、この箇所に被弾した場合には重篤な状態に陥ると見られることなどが疑問点として挙げられる。対して③については、吉村は被弾後、背負われて退却していること、致命傷にはなっておらず翌日には本隊と合流していること、その後の移動には専ら駕籠やモッコを利用しており、破傷風を発症して歩行できなくなっていたことなどから最も妥当性は高いものと見られた。

検証のため専門研究機関に反応検査を依頼した。外観からの所見によれば、「付着物は襦袢表面から付着している。腹部に被弾の場合、内部から大量出血する。それは布の表裏が判別できないほどになる。したがって、当該肌襦袢のシミが血液によるものである可能性は低い。」とのことであった。試験的に三〇年以上経過した布で過酸化水素水（ $H_2O_2$ ）5%の試薬を用いて実験したところ、付着した血液に十分に反応したが、この場合には若干の脱色は避けがたいとのことであった。もしもこの検査により脱色する事態が生じると文化財としての価値を損ねるおそれがあるため、慎重に判断する必要はあった。しかし、血液付着の可能性は低いとみられること、それであればなおさら、このシミが血液に因る可能性が僅かでもあるならば積極的に証明する必要があると考えられた。そこで多少の脱色が生じたとしてもやむを得ないと判断し検査を実施した。実施したのは過酸化水素水（ $H_2O_2$ ）（5%と30%）による反応検査、ロイコマラカイトグリーン試薬による反応検査、ヘモグロビン検査の3種の検査で、これは非破壊検査としては全ての検査方法となる。検査は、銃創による血痕の可能性のある、襦袢全体に広がって見られる淡褐色のシミについて、濃厚な箇所からサンプルを数カ所選ぶことにより実施した。結果は、いずれの検査方法によった場合においても血液反応は一切



図9 縫糸3

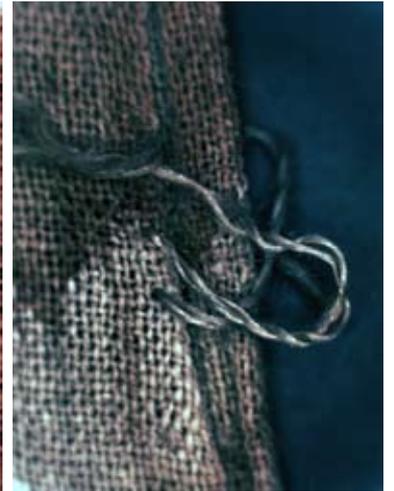


図7 縫糸1



図10 縫糸4



図8 縫糸2

見られず、脱色も生じなかった。

一五〇年以上前の遺品であるため経年変化による影響は考慮する必要はあるものの、もしもこのシミが血液によるものとすれば、三種の検査のいずれか、とりわけ敏感に反応するロイコマラカイトグリーン試薬においては相応の反応があつてしかるべきとされた。よつて、この淡褐色のシミは血液由来ではないことはほぼ確実である、との鑑定結果となつた。

このことにより、元より被弾箇所候補としては矛盾点の見られた①と②は「血染の襦袢」ともいわれたその根拠を失つた。したがつて、実際の被弾箇所は③の内股であつたことが確定したといつてよい。内股もしくは銃弾が射抜けた先の大腿外側からの出血であれば、出血量はさほど多くないと考えられるので、仮に出血が手に付く場面があつたとしても、上半身については鎧や具足下着にならばまだしも、さらにその下着となる肌襦袢にまで血が付着するなどという状況は生じ難い。よつて、この肌襦袢に血液が付着していないのは、むしろ当然といえる。

なお、この淡褐色のシミの成因については、西尾家における次の伝承が参考になる。西尾家では天誅組の変の後しばらくの間、幕吏にとがめられるのを恐れて当該肌襦袢を木箱に納めて土中に隠していた(吉見一九九三、七七頁)という。おそらくその間に泥水が木箱内に浸入し、土中の鉄分等が繊維に定着したものと推定される。シミには波紋のような濃淡がみられ、当該肌襦袢を四分の一の大きさに折りたたんだ際の、胸部やや下方の位置の折り目に沿つて広がっている状況は、この推定の妥当性を支持するものである。

【指南書における具足下着と肌着について】

当世具足の装着の手順等を挿絵入りで解説した指南書の中で最も古く、かつ充実しているのは享保二十年(一七三五)に伊勢国の村井昌弘が編集した『単騎要略被甲辨』である。

まず、当世具足の鎧の下に着用する具足下着については「襯衣」または「下着」と称しており、「襯衣ハ雑製多けれども単騎の用ハ一漣に常服を佳しとす。異議を好むべからず。もし止得ずして其作に及ババ茲に一製法あり。其格好ハ大概常服のごとし。身中すこし狭く身尺すこし短く。袖ハ筒袖にし胸に裡あり。腰に紐ハくべし。(後略)」(巻之二、二二頁)(図11)とある。常服を勧めるのは「先甲冑を脱ぎたる時ハまま衣服を召換ずしてもよし。又時服なるが故に寒を防ぎ暑を凌ぐにも。其氣候に應じて安し。惣じてかんや

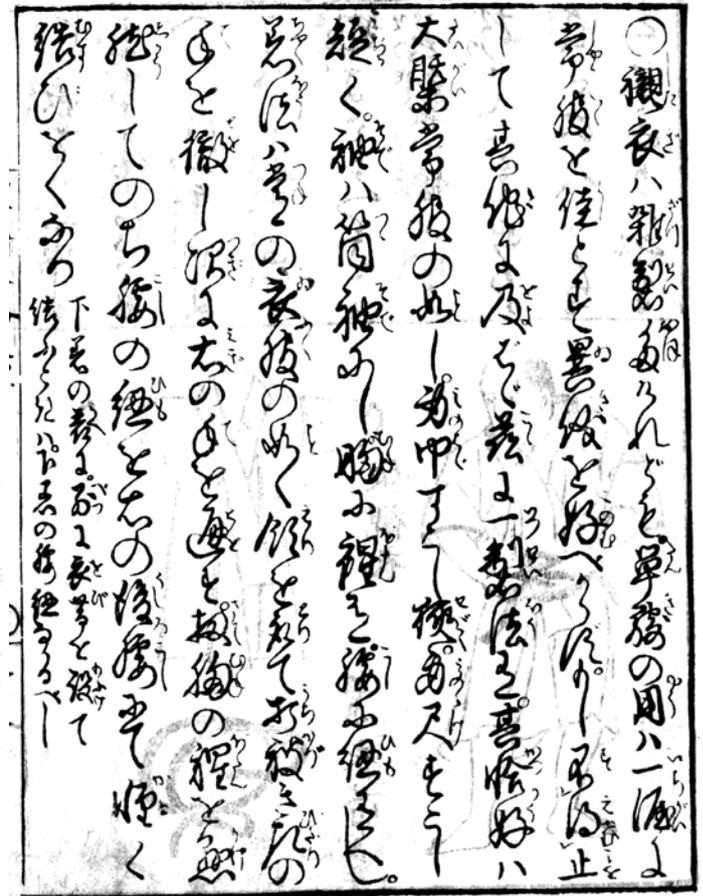


図11 襯衣の記述



図12 襯衣(具足下着)の挿絵

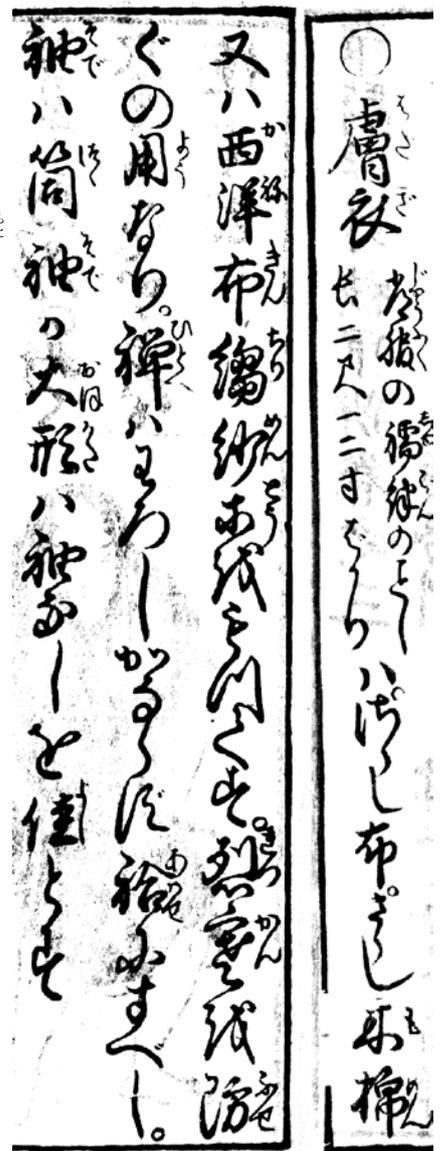


図 13 膚衣の記述

うの事。とおきを需むべからず。」(卷之三、一頁) というのがその理由である。  
 要するに単騎(個人)で具足下着を用意する場合は、あえて購入したりするのは避けて、常の服を右記の通り仕立て直すのが良い、と述べている。なお、ボタンを付けるのは胸がはだけるのを防ぐためである。卷之一、二三頁の挿絵(図12)を掲げておく。

次に、肌着についてはまず、「夏の襯衣ハ常服の帷子を衿に仕たるがよし。単にてハ絆わりて凶しと云」と夏においても肌着を用いるよう勧めた上で、「膚衣(常服の襦袢のごとし 長二尺一二寸ばかり)ハ晒し布。さらし木綿又ハ西洋布縮緬とうを以てす。(中略)袖ハ筒袖の大形ハ袖なしを佳とす。」(卷之三、二〜三頁)(図13)としている。

また、ペリー来航を機に幕末の嘉永六年(一八五三)に刊行された『甲冑着用指南』でも一部表現を改めつつこれを踏襲し、「夏の襯は常の帷子を衿に仕たるがよし。単にてハ身に纏りてよろしからずといふ。」「膚衣は晒布晒木綿またハかねきん縮緬等を以てす。(中略)袖ハ筒袖なれども大かたは袖なしを佳とす。」(廿四頁裏〜廿五頁表)と記して、やはり「袖なし」を勧めている。次に述べる通り、これらの用件はいずれも当該肌襦袢の特徴に合致している。

【考察】

文久三年(一八六三)八月一七日、河内の水郡家を出立した吉村虎太郎が当世具足の鎧一式を装着していたことは「天誅組出発之図」(図14)から看取できる。当然、八月二六日の高取城夜襲時にもこの鎧を装着していたであろう。

さきに示した『単騎要略被甲辨』および『甲冑着用指南』の肌着についての記述のうち、「晒布」は



図 14 天誅組出発之図(堂山善子氏 蔵・五條市教育委員会 写真提供)

一度は投獄された水郡英太郎であったが13歳という年齢のため釈放され、のちに回想を絵師に描かせたもの

当該肌襦袢本体の素材である白晒麻布のことであり、「帷子」もここでは「夏に着る麻・木綿などで作った単の衣服」のことを指すので、まさにそのものといえる。長二尺と一ないし二寸ばかりとあるのも身丈六八cmとほぼ合致する。また「袖なしを佳とす」とあることも、当該肌襦袢の袖があえて外してあることに合致する。かつてはこれを缺袖そくそでと称し、無袖の衣服を得るために袖を外すという行為は普遍的に行われていた。<sup>6)</sup>

「袖ハ筒袖なれども大かたは袖なしを佳とす」とあるのは、その上に着用する具足下着が筒袖となるからで、その肌着に無袖を勧めるのは、肌着も筒袖とした場合、具足下着の下で捲れ上がり、脇の下に溜まるなどして不快な状態になることがままあるからであろう。このように、当該肌襦袢が、元は広袖であったのをあえて外して無袖としているのは、具足下着の下にこの半襦袢を着用したためとみられる。

また、当該肌襦袢の掛衿が絹製の白衿であることにも注意される。襦袢の白掛衿は礼服または晴着に用いられる（金沢一九六二、一八五頁）。あえて白衿とし白装束に身を包んだことは、皇軍御先鋒出陣としての聖戦にかけた覚悟の現れとみてよいであろう。

背（後面）の「盡忠報國」の墨書は、吉村本人が名将岳飛の故事に倣って記したものである。

まず、「岳飛之母姚太夫人是古代四大賢母之一」と評される岳飛の母親は、岳飛にはただ服を脱いで座るように言った後、背に「盡忠報國」の刺青を入れる間、岳飛の「一体何をしているのですか」の問い掛けにも一切答えず、激痛を耐えさせたというから凄まじい。国難にあたり、老いた自分を案じて躊躇する岳飛に対し、心置きなく出征するよう促したのである。

一方で吉村は伴林光平著『南山踏雲録』にわざわざ「母なる人、大いに慷慨こゝろがたいの志あり。虎太郎を潜に諫めて云、丈夫何の別意ありて郷土を去らざる、事もし遅々せば、すべからく母の剣下に死すべしと云々。奇代の女丈夫と云うべし。」と、やはり出征を促す母親の凄まじさを記させている。明らかに岳飛の母に自らの母を重ねたもので、吉村が岳飛を標榜していたことの証左である。

背の墨書についてはこのほか、「吉村重郷」という本人以外には俄には知り得ない諱の署名、あえて「土」浪士と記す実際の土佐出身者ならではと思しき拘りなども肯定的要素となろう。なお、『吉村虎太郎詩書』を所蔵する霊山歴史館の学芸員の方からは当該肌襦袢の墨書について吉村虎太郎のものに間違いのないとの評価も頂いている。

以上により当該肌襦袢は、文久三年（一八六三）八月二六日に、吉村虎太郎が高取城を夜襲しようとした際に、当世具足の鎧および具足下着の下に着用していたものであり、銃創の治療のために立ち寄るといふ偶発的経緯により西尾家に残されたもの、と認めてよいと考えられる。そして、その背に記された「盡忠報國」の墨書は天誅組決起時に、岳飛を標榜する吉村がその覚悟の程を記した<sup>7)</sup>もの、とみることができるといえる。

#### 【指定の理由】

「吉村虎太郎の襯衣したぎ（肌襦袢）」は、天誅組の高取城夜襲時の拠点となり、また、吉村虎太郎が銃創の治療のために一時滞在した重阪村へいさか（御所市大字重阪）の庄屋、西尾清右衛門せいゑもん宅に残されたものである。

激動の時代を駆け抜けた、傑出した人物の来歴明らかな遺品であるとともに、実際に鎧下に着用していた襯衣したぎ（肌着）の唯一の現存例としても貴重である。流麗な筆運びの「盡忠報國」の墨書とあわせて本件は、その時代の動勢と思想的背景を彷彿させる歴史資料として極めて重要である。

## 【課題】

当該肌襦袢に身八つ口があることについては、「江戸時代の」半襦袢は、脇縫の下部が縫わずにあげてある。つまりいわゆる「脇縫」(けつえぎの連声)である。これは男女問わず同様である。(金沢一九六二、一八七頁)とあるのは矛盾はしない。しかしながら、「女性の小袖にワキアケが一般に必要なのもこの時期(江戸中期＝享保・天明)(同、三二六頁)」ともあるとおり、着物の身八つ口は男物にはなく、女物にのみ設けられた。これは現在も同様である。そして、現在の半襦袢においては着物と同様に、男物の場合には身八つ口はなく、女物のみに身八つ口がある。右記の通り、金沢が半襦袢についてのみ男物にも身八つ口があるとした根拠や理由はなにか、そして幕末期の実態としてはどうであったのかを検証する必要がある。その状況次第では吉村虎太郎はあえて女物の襦袢を用いた可能性も残る。

## 補註

- (1) 襦袢全体に広がって見られる淡褐色のシミとは別の、様相の異なる褐色の小さなシミ(長径2〜5mm)が後面の下方中央付近に三箇所見られる。このシミについてはロイコマラカイトグリーン試薬による反応検査において次の反応が見られた。着色反応は薄いグリーンであったが、血液の場合は濃いグリーンに着色するので、それとは様相は異なる。しかし一五〇年前の遺品であることを考慮するならば、唯一、血液である可能性は否定し切れない、との評価であった。ただし、その場合においても点状の飛沫血痕ではないので、当該肌襦袢においては、銃創による血液反応は確認できないという評価には影響は生じない。
- (2) ロイコマラカイトグリーン試薬による反応検査では血液を二万倍に薄めた水溶液においても濃いグリーンへの着色反応が生じていた。この点でも襦袢全体に広がってみられる淡褐色のシミが血液に起因する可能性はまず無いと判断された。
- (3) 鷲家で死んだ吉村が神と崇められているのを知って、もう良いだろうと判断して掘り出したという。鷲家村の吉村虎太郎原瘞處(最初に埋められたところ)では埋葬後まもなく不思議な霊力を發揮するように大変な評判になって吉村大神儀の石碑が建てられた。ところが新たに赴任した五條代官が翌年の元治元年(一八六四)一二月に碑を抜き、吉村を祀った村民24人を投獄する事件が起きた。しかし、まもなく仲介者が現れて赦され碑も元に戻された(吉見一九九三)。西尾家で木箱を掘り出したのはその後と見られるので、木箱は少なくとも一年以上は埋められた状態であったと考えられる。
- (4) 村井昌弘編『単騎要略製作辨』全五巻、享保十六年(一七三二)が先行して刊行されている。内容の一部は重複しており、具足下着については巻之四、二二頁に「膚着」としてほぼ同様の記述がある。なお、この時点では次に記す「襦衣」と「膚衣」の使い分けは成立していない。
- (5) 襦衣の本来の読みは音「シンイ」または訓「シャツ」であり、一般的には①通常肌着の上に着る、襟とカフスのついた西洋風の衣服。ワイシャツや開襟シャツのこと。または、上半身に着る軽装の衣服。②古くは、上半身に着る洋風の下着、肌着のこと、とされる。しかし指南書としての『単騎要略被甲辨』や『甲冑着用指南』では意味合いが異なる。洋風の要素としては具足下着の事を述べた箇所の極しか無く、いずれにも「襦衣」または「襦」とルビを振るからである。  
また、以下に記していく通り、これらの指南書では必要に応じて具足下着を「襦衣、肌着を「膚衣」とする使い分けがなされる。しかしその一方で「夏の襦衣は常服の帷子を衿に仕たるがよし。単にてハ絆わりて凶し」と云々などに見られる通り、鑑下に着用するものは具足下着と肌着を区別すること無く、共に「襦衣」と表現するような、指南書ならではの特殊な用法も認められる。当該肌襦袢の指定名を「吉村虎太郎の襦衣(肌襦袢)」とするのはこのことによる。
- (6) 『単騎要略被甲辨』巻之三、一〜二頁に「或人云。いにしへの常服下着ハ缺袖。上着ハ方袖。その表に装束仕たるものとみたり。なれば鑑下にハ下着のそぎ袖ばかり着するか。今の丸袖ハ装束なしに。上下ばかりにて格好よきようにしたるものなれば。袖形も大きに漸近世にハ物好奇も出来れと見えたり。これハ今の常服を其まに具足下に用いゆる理ハつづきか。いにしへとても別に具足の下着を製らえたる事ハ在まじき也」とある。このことから当時、無袖の衣服を得るためには広袖を外して無袖とするのが当然のことと見られて

いたことが分かる。また、具足下着も缺袖にするとの推定は、広袖のままでは籠手（同書では「臂罩」）を装着できないことによるが、だからといって缺袖にして素肌を籠手を装着するなどという想定にも無理がある。なお、缺袖は中文では無袖の意で用いられるが、本邦では既に使用されることのない語彙となっている。削袖が同音となって置き換わったものともられ、これは袖の端を削いで仕立てたものをいう。筒袖の別称の一つにもなっているが、現在では上腕部のみをわずかに覆う形状の袖を指すことが多い。また、「物好奇」は趣向を凝らすこと転じて筒袖（丸袖）を指すものとみられる。

このように「鎧下に八下着のそぎ袖ばかり着するか。」との推定から「いにしへとても別に具足の下着を製らえたる事ハ在まじき也」などと論じたのは誤りで、実際には平安末から中世にかけては、袖細で袖口と袴の裾口に括り緒を通した鎧直垂が用いられた。この鎧直垂については『単騎要略被甲辨』巻之二、四一〜四三頁に記述と挿絵はあるが、其委しきにいたって八速に会得しがたし。「近来其沙汰少なし。」などとしている。このことからすれば、さらに百年以上を経て幕末に刊行された『甲冑着用指南』に鎧直垂に関する記述が見えないのは無理からぬ事であろう。

(7) 吉村がこの肌襦袢を手放すにあたっては、西尾家の当主、清右衛門からの強い求めがあり、それに応じたものであろう事は推測に難くないが、加えて吉村自身の心境にも次に記すような変化があったのではないかと思われる。

八月二六日の天誅組の動き（舟久保二〇一三）は次の通りである。早朝、主将の中山忠光が率いる千百人を超える本隊は、高取城下手前1kmの鳥ヶ峰を行軍中、砲撃を受け敗退する。高取城では第十三代藩主、植村家保の下、既に迎撃体制が整えられていたのである。このとき吉村は別働隊として大口峠で警戒に当たっていたが、その必要もなくなったため天ノ川辻本陣に引き上げようとしたところ、途中の三在村で追討を畏れて慌て退却中の本隊と出会う。吉村は激昂のあまり中山が乗る馬の轡を取りその敗戦を詰つたという。吉村はその後、夜陰に紛れて城下に火を放ち、混乱に乗じて討ち入る計画を立案し、総勢二四名からなる決死隊を編成して重阪村の西尾家で夜になるのを待つが、攻撃目標は日本三大山城のひとつに数えられた高取城である。ましてや厳戒態勢となっていることも既に判明しているのであるから、あまりにも無謀な夜襲計画であったといわねばならない。案の定、城下遙か手前の木の辻で吉村は銃創を負い撤退を余儀なくされるが、これはむしろ幸いで、もしこの時、城下まで迫っていたならば全滅必至の情勢であった。その後、吉村は背負われて退却し戸毛村の女医、榎本住の応急手当を受ける。さらに重阪村の西尾家まで退くと、西尾清右衛門は奉膳村の内科医、小原元性（げんしやう）を呼んで再度手当をさせ、駕籠を呼んで五條村まで送らせている。

さて、公卿の中山はいわば錦の御旗である。その主将中山に対する吉村の非難の仕方は尋常ではないように思えるし、その後のあまりに拙速な高取城夜襲計画にも違和感を禁じ得なかったのであるが、初の本格的な戦闘となったこの時点までは、既に明らかにした通り、吉村が常勝の將軍岳飛を標榜していたとするならば納得がいく。

そしてその夜の西尾家では、吉村は治療のために軽装になったとみられ、そのことにより自ずと背に記した墨書は衆人の目に触れることになったのであろう。西尾清右衛門らにその由来と岳飛の名将ぶりを話すうちに吉村は、銃創を負って引き上げてきた自身の有様との違いに思い至り、「岳飛を背負う」ことを負担に感じるようになったのではないかと推測する。本文中で述べたように、「盡忠報國」の墨書が吉村の覚悟の程を示すものであったとするならば、それを手放すには相応の理由が必要かと考えるので、以上、吉村の心境の変化に関し、あり得るべきこととして触れておく。

#### 参考文献（刊行年順）

- 村井昌弘編『単騎要略製作辨』、全五巻、享保十六年（一七三二）  
村井昌弘編『単騎要略被甲辨』、全五巻、享保二十年（一七三五）  
正木兵馬『撰甲図歌』、全一冊、享和二年（一八〇二）  
大山義信『甲冑着用指南』、全一冊、嘉永六年（一八五三）  
伴林光平『南山踏雲録』、明治二十七年（一八九四）  
金沢康隆『江戸服飾史』、昭和三十七年（一九六二）、青蛙房  
吉見良三『天誅組紀行』、平成五年（一九九三）、人文書院  
舟久保藍『実録天誅組の変』、平成二五年（二〇一三）、淡交社

【名称】 附 徳富蘇峰筆「吉村重郷 襦衣 盡忠報國」極め箱

【種類】 歴史資料

【状況】

西尾家において「吉村虎太郎の襦衣（肌襦袢）」を四分の一の大きさに折りたたんで保管するために設えられた桐箱の蓋甲と蓋裏にそれぞれ徳富蘇峰による箱書きがある。

【所有者】 西尾貞範  
(御所市教育委員会寄託資料)

【寸法】 幅三〇・〇cm 長三六・一cm 高六・二cm

【箱書き】

〔蓋甲〕(図16)

盡忠報

國

昭和癸酉 孟春

蘇峰菅正敬

恭儉

〔蓋裏〕(図17)

天誅組領袖土州

吉村重郷先生

血染襦衣須珎

塾寶重云尔

昭和癸酉 孟春 蘇峰 正敬 頌



図15 箱身



## 【考察】

昭和八年早春に徳富蘇峰が西尾家を訪れたか否かについては直接の記録はないが、訪れた可能性は十分にある。蘇峰は著書『近世日本国民史』百巻の第四六巻『文久大勢一変 上篇』、第四八巻『文久大勢一変 下篇』、第四九巻『尊皇攘夷篇』、第五一巻『大和及生野義拳』の中で天誅組や吉村虎太郎について記述している。『近世日本国民史』は新聞連載を本にまとめたもので、四六巻から五一巻は昭和七年から八年ころに起稿されているので、その時期は合致する。

徳富蘇峰記念館の学芸員の方によれば、箱書きの字については「まさに蘇峰の筆使いと思う」とされ、蘇峰の筆名で少し改まった際に使用する「菅正敬」の署名もみえることから、徳富蘇峰の箱書きに間違いないとみられる。

つまりこの箱書きは、西尾家を訪れた徳富蘇峰が真に吉村虎太郎の襯衣であることの極めをしたものである。

右記の通り蘇峰は天誅組のことに関して詳しくはなかったが、加えて、蓋裏にみえる「襯衣」は指南書において鎧下したぎに着る襯衣したぎを指す特殊な用語であり、蘇峰はその方面にも造詣が深かったことを示している。

極めをするにあたっては、蘇峰には、肌襦袢が無袖で白掛衿であることのほか、その背の墨書では「吉村重郷」という本人以外には俄に知り得ない諱の署名、あえて「土」浪士と記す実際の土佐出身者ならではと思しき拘り、岳飛の故事と吉村の母との重ね合わせの事などが一瞬で思い浮かんだかも知れない。また、蘇峰は傑出したオピニオンリーダーとして勤王の志士に関する言論活動を盛んに行っていたが、蓋裏には「吉村重郷先生」ともあり、吉村虎太郎に対する思い入れの強さも見て取れる。因みに蘇峰の生年は文久三年であり、それは偶然にも天誅組の変の勃発した年であった。

こうした状況からすれば、「吉村虎太郎の襯衣したぎ（肌襦袢）」の極めをするのに相応しい人物は徳富蘇峰を置いて他にはいなかったであろうし、本人もそれを自認した上でのことであつたに相違ない。蓋甲における「盡忠報國」の雄渾な筆致は、その自負の顕現したものと見える。

なお、蓋裏の箱書きのうち「血染」については、既述の通り銃創の箇所は内股であつたと考えられるので、誤解とみられる。

## 【指定の理由】

西尾家において「吉村虎太郎の襯衣したぎ（肌襦袢）」を収めるために設えられた桐箱の蓋甲と蓋裏にそれぞれ、徳富蘇峰による箱書きがある。

漢文調に格調高く箱書きのなされた極め箱であり、当時を代表する知識人の造詣の深さも示す歴史資料として極めて重要である。